DPA会員規則

制定 2016年 6月15日

改正 2018年11月30日

改正 2020年 4月 1日

改正 2021年 6月 1日

(総則)

第1条 本規則は、一般社団法人ドローン操縦士協会(Drone Pilot Association:略称 DPA、以下「本協会」という)の定款に基づき、会員に関する事項を定める。

(会員)

第2条 本規則で会員とは、ドローン操縦士の技術、技量の健全な発展を図り、航空の安全確保につとめ 当該技術、知識の普及と諸般の調査研究を行うという本協会の目的及びその事業に賛同し、本規 則および別途定める会員規程を承認し、入会を申し込んだ団体及び個人のうち、本協会が入会を 認めた者をいう。

(会員の種類)

第3条 本協会の会員は、次の4つの種類に区分する。

- (1) 「正会員」本協会が小型無人機の飛行レベル、レベル1,2(目視内飛行対応)【ともに首相官邸の定義】に対応するライセンスの認定校として、本協会の目的に賛同し入会した法人を正会員とする。
- (2) 「技能会員」本協会から認定校として承認されたドローンスクールが実施するドローン技能講習を修了し、本協会の最終検定を合格した者の中で、本協会の目的に賛同し入会した個人、または、本協会認定のマスターインストラクターが審査する所定のインストラクター認定検定を合格した者の中で、本協会の目的に賛同し入会した個人を技能会員とする。
- (3) 「賛助会員」本協会の事業を賛助、協賛した法人及び個人を賛助会員とする。
- (4) 「名誉会員」 国家公務員経験者、学識経験者、学校法人、公益団体の長、これまで協会に 貢献してきた者及びこれらに準ずる者で、理事の多数決によって推薦された個人を名誉会員 とする。

(入会)

- 第4条 本協会の会員となろうとする者は、本協会の所定の手続きによる申し込みを行い、本協会にて審 査、承認を受けることとする。
 - 2. 会員の種類別の入会資格条件、審査方法、手続方法、権利、義務等については、各会員種類別の「会員規程」で規定される。

(欠格事由)

第5条 次のいずれかに該当する者は、本協会の会員にはなれない。

- (1) 本協会の趣旨に反する目的を有する法人又は個人
- (2) 本協会の趣旨に反する言動が認められる法人又は個人
- (3) 反社会的団体及び反社会的団体に関係する法人又は個人
- (4) その他理事の多数決により会員として相応しくないと認めた法人又は個人

(会員の権利と義務と資格)

第6条 会員の種類別の会員の権利と義務、資格、有効期間、更新条件、等については、各会員種類別の「会員規程」で規定される。

(入会金及び会費)

第7条 「正会員」、「技能会員」、「賛助会員」は、所定の入会金及び会費を納めなければならない。

- 2. 入会金及び会費の金額、支払条件、滞納時の対応措置、等については、各会員種類別の「会員規程」で規定される。なお、振込手数料は会員が負担するものとする。
- 3. 所定の期間迄に納付されない場合は、入会の承諾、会員資格を取り消す。

(退会)

- 第8条 会員は、所定の退会届を本協会に提出し、任意に退会することができる。ただし、1 ヶ月以上前に本協会に対して通知をするものとする。
 - 2. 退会の手続方法、退会届提出期限、等については、各会員種類別の「会員規程」で規定される。
 - 3. 「休会」、「再入会」に関して特別な規程がある場合には、各会員種類別の「会員規程」で規定される。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに行ったときは、総会の決議によって当該会員を除名すること ができる。
 - (1) 定款その他規則に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 退会を通知したとき。
- (2) 第7条の支払義務を履行しなかったとき。
- (3) 成年被後見入または被保佐人になったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会で同意されたとき。
- (6) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (7) その他本規約、各会員種類別の「会員規程」に違反したとき。

2. 会員の資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失う。ただし、会員がその資格を喪失しても、 本協会にすでに納付した会費等そのほかの拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととする。

(顕彰)

第11条 本協会運営に多大な功績があった会員等は、代表理事が理事の多数決の決定によって表彰する ことができる。可否同数のときは代表理事の決するところによる。

(規則の改正)

第12条 本規則の改廃は、理事の多数決の決定による。可否同数のときは代表理事の決するところによる。

附則

- 1. 本規則は、2016年6月15日から施行する。
- 2. 2018年11月30日、一部改正
- 3. 2020年4月1日、一部改正
- 4. 2021年6月1日、一部改正